

国官会第946-4号
国地契第36号
平成19年10月5日

各地方整備局長 あて

国土交通省大臣官房長

「建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」の一部改正について

建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査の運用を定めたことに伴い、標記通知の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

「建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」（平成14年9月5日付け国官会第1211号、国地契第34号）別紙の一部を次のように改める。

1中(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、(9)として次のように加える。

(9) この通達において、「調査基準価格」とは、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」（平成16年6月10日付け国官会第367号）2の規定により算出する調査基準価格をいう。

3I(1)中⑩を⑪とし、⑨を⑩とし、⑧を⑨とし、⑦を⑧とし、⑥を⑦とし、⑤を⑥とし、④を⑤とし、④として次のように加える。

④ 「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について」（平成16年6月10日付け国官会第368号。以下「低入札事務手続通達」という。）

3I(2)②中「標準様式例5-1、5-2又は6-1」を「標準様式例4-1、4-2又は5-1」に改め、⑥を次のように改める。

⑥イ) 調査基準価格

ロ) 低入札事務手続通達第4に規定する調査の結果の概要（標準様式例6）

- ハ) 低入札事務手続通達第7に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面
- ニ) 低入札事務手続通達第8に規定する契約審査委員の意見を記載した書面
- ホ) 予決令第89条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面（次順位者を落札者とした場合に限る。）
- ヘ) 同令第89条の規定による国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書（次順位者を落札者とした場合に限る。）

3 I (2) ⑨中「標準様式例4-1」を「標準様式例7-1」に、⑩中「標準様式例4-2」を「標準様式例7-2」に改める。

3 I (3) ②中「標準様式例5-1、5-2、6-1又は6-2」を「標準様式例4-1、4-2、5-1又は5-2」に、④中「標準様式例7-1、7-2、7-3又は7-4」を「標準様式例8-1、8-2、8-3又は8-4」に、⑥中「標準様式例4-3」を「標準様式例7-3」に、⑨中「標準様式例4-2」を「標準様式例7-2」に改める。

3 I (4) ①中「標準様式例4-3」を「標準様式例7-3」に、④中「標準様式例4-2」を「標準様式例7-2」に改める。

3 II (1) 中⑪を⑫とし、⑩を⑪とし、⑨を⑩とし、⑧を⑨とし、⑦を⑧とし、⑥を⑦とし、⑤を⑥とし、④を⑤とし、④として次のように加える。

④ 「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について」（平成16年6月10日付け国官会第368号。以下「低入札事務手続通達」という。）

3 II (2) ②中「標準様式例5-1又は5-2」を「標準様式例4-1又は4-2」に改め、⑥を次のように改める。

⑥イ) 調査基準価格

- ロ) 低入札事務手続通達第4に規定する調査の結果の概要（標準様式例6）
- ハ) 低入札事務手続通達第7に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面
- ニ) 低入札事務手続通達第8に規定する契約審査委員の意見を記載した書面
- ホ) 予決令第89条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面（次順位者を落札者とした場合に限る。）
- ヘ) 同令第89条の規定による国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書（次順位者を落札者とした場合に限る。）

3 II (2) ⑨中「標準様式例4-1」を「標準様式例7-1」に、⑩中「標準様式例4-2」を「標準様式例7-2」に改める。

3 II (3) ②中「標準様式例6-1又は6-2」を「標準様式例5-1又は5-2」に、④中「標準様式例7」を「標準様式例8」に、⑥中「標準様式例4-3」を「標準様式例7-3」に、⑨中「標準様式例4-2」を「標準様式例7-2」に改める。

3 II (4) ①中「標準様式例4-3」を「標準様式例7-3」に、④中「標準様式例4-2」を「標準様式例7-2」に改める。

4 I (1) 中「①から⑤まで並びに⑦、⑨及び⑩」を「①から⑥まで並びに⑧、⑩及び⑪」に、「3 I (1) ⑥」を「3 I (1) ⑦」に、「3 I (1)

⑧」を「3 I (1) ⑨」に改める。

4 II (1) 中「①から⑤まで並びに⑦、⑨及び⑩」を「①から⑥まで並びに⑧、⑩及び⑪」に、「3 II (1) ⑥」を「3 II (1) ⑦」に、「3 II (1) ⑧」を「3 II (1) ⑨」に改める。

5 I (1) 中「3 I (1) ⑥及び⑧」を「3 I (1) ⑦及び⑨」に改める。

5 I (2) 中「⑥及び」を「⑥(イ)を除く。)及び」に、「⑥並びに」を「⑥イ)並びに」に改める。

5 II (1) 中「3 II (1) ⑥及び⑧」を「3 II (1) ⑦及び⑨」に改める。

5 II (2) 中「⑥及び」を「⑥(イ)を除く。)及び」に、「⑥並びに」を「⑥イ)並びに」に改める。

6 I (1) イ) 中「3 I (1) ①から④まで並びに⑦、⑨及び⑩」を「3 I (1) ①から⑤まで並びに⑧、⑩及び⑪」に、ロ) 中「3 I (1) ⑤及び⑥」を「3 I (1) ⑥及び⑦」に、ハ) 中「3 I (1) ⑧」を「3 I (1) ⑨」に改める。

6 II (1) イ) 中「3 II (1) ①から④まで並びに⑦、⑨及び⑩」を「3 II (1) ①から⑤まで並びに⑧、⑩及び⑪」に、ロ) 中「3 II (1) ⑤及び⑥」を「3 II (1) ⑥及び⑦」に、ハ) 中「3 II (1) ⑧」を「3 II (1) ⑨」に改める。

7 I (1) 中「3 I (1) ③から⑤まで並びに⑦、⑨及び⑩」を「3 I (1) ③から⑥まで並びに⑧、⑩及び⑪」に、「3 I (1) ⑥」を「3 I (1) ⑦」に、「3 I (1) ⑧」を「3 I (1) ⑨」に改める。

7 II (1) 中「3 II (1) ③から⑤まで並びに⑦、⑨及び⑩」を「3 II (1) ③から⑥まで並びに⑧、⑩及び⑪」に、「3 II (1) ⑥」を「3 II (1) ⑦」に、「3 II (1) ⑧」を「3 II (1) ⑨」に改める。

標準様式例4-1、標準様式例4-2及び標準様式例4-3を削り、標準様式例5-1を標準様式例4-1とし、標準様式例5-2を標準様式例4-2とし、標準様式例6-1を標準様式例5-1とし、標準様式例6-2を標準様式例5-2とし、標準様式例6として次のように加える。

[標準様式例6]

低入札価格調査の実施概要

業務名：〇〇調査業務

〇〇地方整備局

調査を実施した業者名、住所：

項目	内容
1. その価格により入札した理由	
2. 配置予定の技術者その他当該契約の履行体制	
3. 手持の建設コンサルタント業務等の状況	
4. 手持機械等の状況	
5. 国及び地方公共団体等から過去において受注・履行した建設コンサルタント業務等の名称及び発注者	
6. 経営内容	

7. 1から6までの事情聴取した結果についての調査検討	
8. 5の建設コンサルタント業務等の成績状況	
9. 経営状況	<公表しないこととする>
10. 信用状況	①賃金不払いの状況 ②再委託先への代金支払遅延状況 ③法令違反 ④その他
11. その他必要な事項	

標準様式例7-1を標準様式例8-1とし、標準様式例7-2を標準様式例8-2とし、標準様式例7-3を標準様式例8-3とし、標準様式例7-4を標準様式例8-4とし、標準様式例7-1、標準様式例7-2及び標準様式例7-3として次のように加える。

[標準様式例7-1]

契約の内容

契約年月日	平成〇〇年〇月〇日
契約業者名	〇〇エンジニアリング(株) 〇〇支店
契約業者の住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
業務の名称	
業務場所	〇〇県〇〇市〇〇
業種区分	
業務概要	
履行期間(自)	平成〇〇年〇月〇日
履行期間(至)	平成〇〇年〇月〇日
契約金額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円(税込み)

[標準様式例7-2]

(第〇回、最終) 契約変更の内容

--	--

契約変更年月日	平成〇〇年〇月〇日
契約業者名	〇〇エンジニアリング（株） 〇〇支店
契約業者の住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
業務の名称	
業務場所	〇〇県〇〇市
業種区分	
業務概要 （変更した内容について記述する）	
履行期間（自）	平成〇〇年〇月〇日
履行期間（至）	平成〇〇年〇月〇日
変更前の契約金額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（税込み）
変更金額	+（-）〇, 〇〇〇円（税込み）
変更後の契約金額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（税込み）
変更理由	

※（第〇回、最終）は、途中変更契約の場合には、「第〇回」に〇印をつけ変更の回数を記入する。最終変更の場合は「最終」に〇印をつける。

[標準様式例 7-3]

随意契約結果及び契約の内容

業務の名称	
業務概要	
契約担当官等の氏名並びにその所属	支出負担行為担当官〇〇地方整備局長〇〇 〇 〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

する部局の名称及び所在地	
契約年月日	平成〇〇年〇月〇日
契約業者名	〇〇エンジニアリング（株） 〇〇支店
契約業者の住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
契約金額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（税込み）
予定価格	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（税込み）
随意契約によることとした理由	
業務場所	〇〇県〇〇市〇〇
業種区分	
履行期間（自）	平成〇〇年〇月〇日
履行期間（至）	平成〇〇年〇月〇日
備考	

備考 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

附則

本通達は、平成19年10月1日から施行し、同日以降に入札手続（随意契約にあっては、見積書の提出依頼）を開始する業務から適用する。

○建設コンサルタント業務等における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について
 (平成14年9月5日付け国官会第1211号、国地契第34号) (抄)

新	旧
<p>(別紙)</p> <p>1 定義 (1)～(8) (略) <u>(9) この通達において、「調査基準価格」とは、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」(平成16年6月10日付け国官会第367号)2の規定により算出する調査基準価格をいう。</u> <u>(10)、(11) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 公表の内容 I 各地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く。)においては、次に掲げる事項について公表するものとする。 (1) 通則的事項 ①～③ (略) <u>④ 「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について」(平成16年6月10日付け国官会第368号。以下「低入札事務手続通達」という。)</u> <u>⑤～⑪ (略)</u></p> <p>(2) 指名競争に付した場合 ① (略) ② 指名業者名及び指名の理由 <u>(標準様式例4-1、4-2又は5-1)</u> ③～⑤ (略) <u>⑥イ) 調査基準価格</u> <u>ロ) 低入札事務手続通達第4に規定する調査の結果の概要(標準様式例6)</u> <u>ハ) 低入札事務手続通達第7に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面</u> <u>ニ) 低入札事務手続通達第8に規定する契約審査委員の意見を記載した書面</u> <u>ホ) 予決令第89条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載</u></p>	<p>(別紙)</p> <p>1 定義 (1)～(8) (略)</p> <p><u>(9)、(10) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 公表の内容 I 各地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く。)においては、次に掲げる事項について公表するものとする。 (1) 通則的事項 ①～③ (略)</p> <p><u>④～⑩ (略)</u></p> <p>(2) 指名競争に付した場合 ① (略) ② 指名業者名及び指名の理由 <u>(標準様式例5-1、5-2又は6-1)</u> ③～⑤ (略) <u>⑥</u></p> <p><u>イ) 予決令第89条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載</u></p>

した書面（次順位者を落札者とした場合に限る。）

へ）同令第 8 9 条の規定による国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書（次順位者を落札者とした場合に限る。）

- ⑦、⑧ （略）
- ⑨ 次に掲げる契約の内容 （標準様式例 7-1）
イ）、ロ） （略）
- ⑩ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記⑨ロ）及び契約変更の理由 （標準様式例 7-2）
- ⑪、⑫ （略）

（3）プロポーザルに付した場合

- ① （略）
- ② 選定業者名及び選定理由 （標準様式例 4-1、4-2、5-1又は5-2）
- ③ （略）
- ④ 特定業者名及び特定理由 （標準様式例 8-1、8-2、8-3又は8-4）
- ⑤ （略）
- ⑥ 次に掲げる随意契約の結果及び契約の内容 （標準様式例 7-3）
イ）～チ） （略）
- ⑦、⑧ （略）
- ⑨ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記⑥イ）、ホ）及びチ）並びに契約変更の理由 （標準様式例 7-2）
- ⑩、⑪ （略）

（4）随意契約によることとした場合（プロポーザルに付した場合を除く）

- ① 次に掲げる随意契約の結果及び契約の内容 （標準様式例 7-3）
イ）～チ） （略）
- ②、③ （略）
- ④ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記①イ）、ホ）及びチ）並びに契約変更の理由 （標準様式例 7-2）
- ⑤、⑥ （略）

II 各地方整備局（港湾空港関係事務に限る。）においては、次に掲げる事項について公表するものとする。

（1）通則的事項

した書面

ロ）同令第 8 9 条の規定による国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書

ただし、次順位者を落札者とした場合に限る。

- ⑦、⑧ （略）
- ⑨ 次に掲げる契約の内容 （標準様式例 4-1）
イ）、ロ） （略）
- ⑩ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記⑨ロ）及び契約変更の理由 （標準様式例 4-2）
- ⑪、⑫ （略）

（3）プロポーザルに付した場合

- ① （略）
- ② 選定業者名及び選定理由 （標準様式例 5-1、5-2、6-1又は6-2）
- ③ （略）
- ④ 特定業者名及び特定理由 （標準様式例 7-1、7-2、7-3又は7-4）
- ⑤ （略）
- ⑥ 次に掲げる随意契約の結果及び契約の内容 （標準様式例 4-3）
イ）～チ） （略）
- ⑦、⑧ （略）
- ⑨ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記⑥イ）、ホ）及びチ）並びに契約変更の理由 （標準様式例 4-2）
- ⑩、⑪ （略）

（4）随意契約によることとした場合（プロポーザルに付した場合を除く）

- ① 次に掲げる随意契約の結果及び契約の内容 （標準様式例 4-3）
イ）～チ） （略）
- ③、③ （略）
- ④ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記①イ）、ホ）及びチ）並びに契約変更の理由 （標準様式例 4-2）
- ⑤、⑥ （略）

II 各地方整備局（港湾空港関係事務に限る。）においては、次に掲げる事項について公表するものとする。

（1）通則的事項

①～③ (略)

④ 「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いに関する事務手続について」(平成16年6月10日付け国官会第368号。以下「低入札事務手続通達」という。)

⑤～⑫ (略)

(2) 指名競争に付した場合

① (略)

② 指名業者名及び指名の理由 (標準様式例4-1又は4-2)

③～⑤ (略)

⑥イ) 調査基準価格

ロ) 低入札事務手続通達第4に規定する調査の結果の概要(標準様式例6)

ハ) 低入札事務手続通達第7に規定する契約担当官等の調査の結果及び意見を記載した書面

ニ) 低入札事務手続通達第8に規定する契約審査委員の意見を記載した書面

ホ) 予決令第89条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面(次順位者を落札者とした場合に限る。)

ヘ) 同令第89条の規定による国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書(次順位者を落札者とした場合に限る。)

⑦、⑧ (略)

⑨ 次に掲げる契約の内容 (標準様式例7-1)

イ)、ロ) (略)

⑩ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記⑨ロ)及び契約変更の理由 (標準様式例7-2)

⑪、⑫ (略)

(3) プロポーザルに付した場合

① (略)

② 選定業者名及び選定理由 (標準様式例5-1又は5-2)

③ (略)

④ 特定業者名及び特定理由 (標準様式例8)

⑤ (略)

⑥ 次に掲げる随意契約の結果及び契約の内容 (標準様式例7-3)

イ)～チ) (略)

⑦、⑧ (略)

①～③ (略)

④～⑪ (略)

(2) 指名競争に付した場合

① (略)

② 指名業者名及び指名の理由 (標準様式例5-1又は5-2)

③～⑤ (略)

⑥

イ) 予決令第89条に規定する理由及び契約担当官等の意見を記載した書面

ロ) 同令第89条に規定する国土交通大臣の承認があった場合の当該承認を示す文書
ただし、次順位者を落札者とした場合に限る。

⑦、⑧ (略)

⑨ 次に掲げる契約の内容 (標準様式例4-1)

イ)、ロ) (略)

⑩ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記⑨ロ)及び契約変更の理由 (標準様式例4-2)

⑪、⑫ (略)

(3) プロポーザルに付した場合

① (略)

② 選定業者名及び選定理由 (標準様式例6-1又は6-2)

③ (略)

④ 特定業者名及び特定理由 (標準様式例7)

⑤ (略)

⑥ 次に掲げる随意契約の結果及び契約の内容 (標準様式例4-3)

イ)～チ) (略)

⑦、⑧ (略)

- ⑨ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記⑥イ)、ホ)及びチ)並びに契約変更の理由 (標準様式例 7-2)
⑩、⑪ (略)

(4) 随意契約によることとした場合 (プロポーザルに付した場合を除く)

- ① 次に掲げる随意契約の結果及び契約の内容 (標準様式例 7-3)イ)～チ) (略)
②、③ (略)
④ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記①イ)、ホ)及びチ)並びに契約変更の理由 (標準様式例 7-2)
⑤、⑥ (略)

4 公表の時期

I 各地方整備局 (港湾空港関係事務に関するものを除く。) においては、次に掲げる時期に公表するものとする。

(1) 通則的事項

上記 3 I (1) の①から⑥まで並びに⑧、⑩及び⑪は、それを定め又は作成した後速やかに当該事項を公表するものとする。ただし、すでに定めてある場合にあつては、本通達の施行の日以降速やかに公表するものとする。また当該事項を変更した場合にあつては、変更後速やかに公表するものとする。

3 I (1) ⑦のうち委員の氏名及び職業等は、毎年度当初の委員会開催後速やかに、また委員の変更のあった場合には、その直近の委員会の開催後速やかに公表するものとする。また、審議の概要等については、当該審議のあった入札監視委員会の開催後速やかに公表するものとする。

3 I (1) ⑨は、当該措置を行った後速やかに公表するものとする。

(2)～(4) (略)

II 各地方整備局 (港湾空港関係事務に関するものに限る。) においては、次に掲げる時期に公表するものとする。

(1) 通則的事項

上記 3 II (1) の①から⑥まで並びに⑧、⑩及び⑪は、それを定め又は作成した後速やかに当該事項を公表するものとする。ただし、すでに定めてある場合にあつては、本通達の施行の日以降速やかに公表

- ⑨ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記⑥イ)、ホ)及びチ)並びに契約変更の理由 (標準様式例 4-2)
⑩、⑪ (略)

(4) 随意契約によることとした場合 (プロポーザルに付した場合を除く)

- ① 次に掲げる随意契約の結果及び契約の内容 (標準様式例 4-3)イ)～チ) (略)
③、③ (略)
④ 契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の上記①イ)、ホ)及びチ)並びに契約変更の理由 (標準様式例 4-2)
⑤、⑥ (略)

4 公表の時期

I 各地方整備局 (港湾空港関係事務に関するものを除く。) においては、次に掲げる時期に公表するものとする。

(1) 通則的事項

上記 3 I (1) の①から⑤まで並びに⑦、⑨及び⑩は、それを定め又は作成した後速やかに当該事項を公表するものとする。ただし、すでに定めてある場合にあつては、本通達の施行の日以降速やかに公表するものとする。また当該事項を変更した場合にあつては、変更後速やかに公表するものとする。

3 I (1) ⑥のうち委員の氏名及び職業等は、毎年度当初の委員会開催後速やかに、また委員の変更のあった場合には、その直近の委員会の開催後速やかに公表するものとする。また、審議の概要等については、当該審議のあった入札監視委員会の開催後速やかに公表するものとする。

3 I (1) ⑧は、当該措置を行った後速やかに公表するものとする。

(2)～(4) (略)

II 各地方整備局 (港湾空港関係事務に関するものに限る。) においては、次に掲げる時期に公表するものとする。

(1) 通則的事項

上記 3 II (1) の①から⑤まで並びに⑦、⑨及び⑩は、それを定め又は作成した後速やかに当該事項を公表するものとする。ただし、すでに定めてある場合にあつては、本通達の施行の日以降速やかに公表

するものとする。また当該事項を変更した場合にあっては、変更後速やかに公表するものとする。

3 II (1) ⑦のうち委員の氏名及び職業等は、毎年度当初の委員会開催後速やかに、また委員の変更のあった場合には、その直近の委員会の開催後速やかに公表するものとする。また、審議の概要等については、当該審議のあった入札監視委員会の開催後速やかに公表するものとする。

3 II (1) ⑨は、当該措置を行った後速やかに公表するものとする。

(2)～(4) (略)

5 公表の方法

I 各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）においては、次に掲げる方法で公表するものとする。）

(1) 通則的事項

3 I (1) については、原則として閲覧に供する方法（閲覧所を設け、又はインターネットにより閲覧に供することをいう。インターネットにより閲覧に供する場合には、パソコン等を活用して閲覧所等において閲覧させること。以下同じ。）によるものとする。

3 I (1) ⑦及び⑨については、当該閲覧に供する方法に加え、日刊新聞紙へ記事投げ込みを行うものとする。

(2) 指名競争に付した場合及びプロポーザルに付した場合並びに随意契約によることとした場合

3 I (2) ①から③まで、⑤、⑥(イ)を除く。及び⑧から⑫まで、3 I (3) ①から⑤まで及び⑦から⑪まで並びに3 I (4) ②から⑥までは、閲覧に供する方法によるものとする。

3 I (2) ①（公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合に限る。）④及び⑦、3 I (3) ①（標準プロポーザルに付した場合を除く。）及び⑥(イ)並びに3 I (4) ①は、「入札情報サービス（PPI）」を利用してインターネットにより公表するとともに、閲覧所を設け閲覧に供する方法によるものとする。

II 各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものに限る。）においては、次に掲げる方法で公表するものとする。

(1) 通則的事項

3 II (1) については、原則として閲覧に供する方法（閲覧所を設

するものとする。また当該事項を変更した場合にあっては、変更後速やかに公表するものとする。

3 II (1) ⑥のうち委員の氏名及び職業等は、毎年度当初の委員会開催後速やかに、また委員の変更のあった場合には、その直近の委員会の開催後速やかに公表するものとする。また、審議の概要等については、当該審議のあった入札監視委員会の開催後速やかに公表するものとする。

3 II (1) ⑧は、当該措置を行った後速やかに公表するものとする。

(2)～(4) (略)

5 公表の方法

I 各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）においては、次に掲げる方法で公表するものとする。）

(1) 通則的事項

3 I (1) については、原則として閲覧に供する方法（閲覧所を設け、又はインターネットにより閲覧に供することをいう。インターネットにより閲覧に供する場合には、パソコン等を活用して閲覧所等において閲覧させること。以下同じ。）によるものとする。

3 I (1) ⑥及び⑧については、当該閲覧に供する方法に加え、日刊新聞紙へ記事投げ込みを行うものとする。

(2) 指名競争に付した場合及びプロポーザルに付した場合並びに随意契約によることとした場合

3 I (2) ①から③まで、⑤、⑥及び⑧から⑫まで、3 I (3) ①から⑤まで及び⑦から⑪まで並びに3 I (4) ②から⑥までは、閲覧に供する方法によるものとする。

3 I (2) ①（公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合に限る。）④及び⑦、3 I (3) ①（標準プロポーザルに付した場合を除く。）及び⑥並びに3 I (4) ①は、「入札情報サービス（PPI）」を利用してインターネットにより公表するとともに、閲覧所を設け閲覧に供する方法によるものとする。

II 各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものに限る。）においては、次に掲げる方法で公表するものとする。

(1) 通則的事項

3 II (1) については、原則として閲覧に供する方法（閲覧所を設

け、又はインターネットにより閲覧に供することをいう。インターネットにより閲覧に供する場合には、パソコン等を活用して閲覧所等において閲覧させること。以下同じ。）によるものとする。

3 II (1) ⑦及び⑨については、当該閲覧に供する方法に加え、日刊新聞紙へ記事投げ込みを行うものとする。

(2) 指名競争に付した場合及びプロポーザルに付した場合並びに随意契約によることとした場合

3 II (2) ①から③まで、⑤、⑥(イ)を除く。及び⑧から⑫まで、3 II (3) ①から⑤まで及び⑦から⑪まで並びに3 II (4) ②から⑥までは、閲覧に供する方法によるものとする。

3 II (2) ①(公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合に限る。)④及び⑦、3 II (3) ①(標準プロポーザルに付した場合を除く。)及び⑥イ並びに3 II (4) ①は、「入札情報サービス(PAS)」を利用してインターネットにより公表するとともに、閲覧所を設け閲覧に供する方法によるものとする。

6 公表の場所

I 各地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く。)においては、上記5の公表の方法のうち、閲覧に供する方法による場合は、次に掲げる場所の閲覧所において公表するものとする。ただし、やむをえない場合には別に指定する場所を閲覧所とすることができる。

(1) 通則的事項

イ) 3 I (1) ①から⑤まで並びに⑧、⑩及び⑪は、地方整備局の本局総務部契約課又は企画部技術管理課又は営繕部技術・評価課、及び各事務所の担当課又は係

ロ) 3 I (1) ⑥及び⑦は、本局総務部契約課

ハ) 3 I (1) ⑨は、当該指名停止措置の根拠となった事案の発生した本局総務部契約課

(2) (略)

II 各地方整備局(港湾空港関係事務に関することに限る。)においては、上記5の公表の方法のうち、閲覧に供する方法による場合は、次に掲げる場所の閲覧所において公表するものとする。ただし、やむをえない場合には別に指定する場所を閲覧所とすることができる。

(1) 通則的事項

イ) 3 II (1) ①から⑤まで並びに⑧、⑩及び⑪は、地方整備局の本

け、又はインターネットにより閲覧に供することをいう。インターネットにより閲覧に供する場合には、パソコン等を活用して閲覧所等において閲覧させること。以下同じ。）によるものとする。

3 II (1) ⑥及び⑧については、当該閲覧に供する方法に加え、日刊新聞紙へ記事投げ込みを行うものとする。

(2) 指名競争に付した場合及びプロポーザルに付した場合並びに随意契約によることとした場合

3 II (2) ①から③まで、⑤、⑥及び⑧から⑫まで、3 II (3) ①から⑤まで及び⑦から⑪まで並びに3 II (4) ②から⑥までは、閲覧に供する方法によるものとする。

3 II (2) ①(公募型競争入札及び簡易公募型競争入札に付した場合に限る。)④及び⑦、3 II (3) ①(標準プロポーザルに付した場合を除く。)及び⑥並びに3 II (4) ①は、「入札情報サービス(PAS)」を利用してインターネットにより公表するとともに、閲覧所を設け閲覧に供する方法によるものとする。

6 公表の場所

I 各地方整備局(港湾空港関係事務に関するものを除く。)においては、上記5の公表の方法のうち、閲覧に供する方法による場合は、次に掲げる場所の閲覧所において公表するものとする。ただし、やむをえない場合には別に指定する場所を閲覧所とすることができる。

(1) 通則的事項

イ) 3 I (1) ①から④まで並びに⑦、⑨及び⑩は、地方整備局の本局総務部契約課又は企画部技術管理課又は営繕部技術・評価課、及び各事務所の担当課又は係

ロ) 3 I (1) ⑤及び⑥は、本局総務部契約課

ハ) 3 I (1) ⑧は、当該指名停止措置の根拠となった事案の発生した本局総務部契約課

(2) (略)

II 各地方整備局(港湾空港関係事務に関することに限る。)においては、上記5の公表の方法のうち、閲覧に供する方法による場合は、次に掲げる場所の閲覧所において公表するものとする。ただし、やむをえない場合には別に指定する場所を閲覧所とすることができる。

(1) 通則的事項

イ) 3 II (1) ①から④まで並びに⑦、⑨及び⑩は、地方整備局の本

局総務部経理調達課又は港湾空港部港湾事業課及び各事務所の担当課又は係

- ロ) 3 II (1) ⑥及び⑦は、本局総務部経理調達課
- ハ) 3 II (1) ⑨は、当該指名停止措置の根拠となった事案の発生した本局総務部経理調達課

(2) (略)

7 公表の期間

I 各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）においては、次に掲げる期間において公表するものとする。

(1) 通則的事項

3 I (1) ①及び②については、当該資格及び名簿等が有効である期間中、当該事項を公表するものとする。

3 I (1) ③から⑥まで並びに⑧、⑩及び⑪については、常時公表するものとする。

3 I (1) ⑦については、当該入札監視委員会の審議が行われた日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

3 I (1) ⑨については、当該措置を行った日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

(2) (略)

II 各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものに限る。）においては、次に掲げる期間において公表するものとする。

(1) 通則的事項

3 II (1) ①及び②については、当該資格及び名簿等が有効である期間中、当該事項を公表するものとする。

3 II (1) ③から⑥まで並びに⑧、⑩及び⑪については、常時公表するものとする。

3 II (1) ⑦については、当該入札監視委員会の審議が行われた日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

3 II (1) ⑨については、当該措置を行った日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

(2) (略)

局総務部経理調達課又は港湾空港部港湾事業課及び各事務所の担当課又は係

- ロ) 3 II (1) ⑤及び⑥は、本局総務部経理調達課
- ハ) 3 II (1) ⑧は、当該指名停止措置の根拠となった事案の発生した本局総務部経理調達課

(2) (略)

7 公表の期間

I 各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものを除く。）においては、次に掲げる期間において公表するものとする。

(1) 通則的事項

3 I (1) ①及び②については、当該資格及び名簿等が有効である期間中、当該事項を公表するものとする。

3 I (1) ③から⑤まで並びに⑦、⑨及び⑩については、常時公表するものとする。

3 I (1) ⑥については、当該入札監視委員会の審議が行われた日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

3 I (1) ⑧については、当該措置を行った日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

(2) (略)

II 各地方整備局（港湾空港関係事務に関するものに限る。）においては、次に掲げる期間において公表するものとする。

(1) 通則的事項

3 II (1) ①及び②については、当該資格及び名簿等が有効である期間中、当該事項を公表するものとする。

3 II (1) ③から⑤まで並びに⑦、⑨及び⑩については、常時公表するものとする。

3 II (1) ⑥については、当該入札監視委員会の審議が行われた日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

3 II (1) ⑧については、当該措置を行った日の属する年度及びその翌年度において、当該事項を公表するものとする。

(2) (略)

10. 信用状況	①賃金不払いの状況 ②再委託先への代金支払遅延状況 ③法令違反 ④その他
11. その他必要な事項	

標準様式例 7-1

契約の内容

契約年月日	平成〇〇年〇月〇日
契約業者名	〇〇エンジニアリング(株) 〇〇支店
契約業者の住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
業務の名称	
業務場所	〇〇県〇〇市〇〇
業種区分	
業務概要	
履行期間(自)	平成〇〇年〇月〇日
履行期間(至)	平成〇〇年〇月〇日
契約金額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円(税込み)

標準様式例 7-2

(第〇回、最終) 契約変更の内容

契約変更年月日	平成〇〇年〇月〇日
契約業者名	〇〇エンジニアリング(株) 〇〇支店
契約業者の住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
業務の名称	
業務場所	〇〇県〇〇市
業種区分	
業務概要 (変更した内容について記述する)	
履行期間(自)	平成〇〇年〇月〇日
履行期間(至)	平成〇〇年〇月〇日
変更前の契約金額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円(税込み)
変更金額	+(-) 〇, 〇〇〇円(税込み)
変更後の契約金額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円(税込み)
変更理由	

※(第〇回、最終)は、途中変更契約の場合には、「第〇回」に〇印をつけ変更の回数を記入する。最終変更の場合は「最終」に〇印をつける。

標準様式例 7-3

随意契約結果及び契約の内容

業務の名称	
業務概要	

契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官〇〇地方整備局長〇〇 〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
契約年月日	平成〇〇年〇月〇日
契約業者名	〇〇エンジニアリング(株) 〇〇支店
契約業者の住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
契約金額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円(税込み)
予定価格	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円(税込み)
随意契約による こととした理由	
業務場所	〇〇県〇〇市〇〇
業種区分	
履行期間(自)	平成〇〇年〇月〇日
履行期間(至)	平成〇〇年〇月〇日
備考	

備考 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

標準様式例 8 (略)

標準様式例 7 (略)